

第 2 次行橋市人口ビジョン及び
まち・ひと・しごと創生総合戦略策定支援業務 委託仕様書

1 業務名

第 2 次行橋市人口ビジョン及びまち・ひと・しごと創生総合戦略策定支援業務

2 業務の目的

行橋市では、2015 年（平成 27 年）に少子高齢化・人口減少問題の克服を目指し、平成 27 年度から平成 31 年度（令和元年度）の 5 年間を計画期間とする「行橋市まち・ひと・しごと創生総合戦略」（以下「第 1 次総合戦略」という。）を策定した。

本業務は、「第 1 次総合戦略」の検証及び国の第 2 期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を踏まえ、「第 2 次行橋市人口ビジョン及びまち・ひと・しごと創生総合戦略」（以下「第 2 次総合戦略」という。）の策定支援を行うことを目的とする。

3 履行期間

本業務の履行期間は、契約締結の日から令和 2 年 3 月 31 日までとする。

4 業務内容

本業務の内容は以下のとおりとする。

(1) 行橋市人口ビジョン改訂に係る支援

ア 人口の現状分析

行橋市人口ビジョンをベースに、国及び関係機関から公表されている直近のデータに基づき、本市の人口構造・人口動向等の特性を分析する。

① 人口の推移と将来推計

- ・総人口
- ・年齢区分別人口

② 人口動向（自然動態）

- ・出生数と死亡数の推移
- ・出生率の推移
- ・結婚の状況

③ 人口動向（社会動態）

- ・社会増減の推移
- ・年齢階級別人口移動の推移
- ・通勤・通学による人口移動の状況

・地域ブロック別・都道府県別・県内市町村別の社会動態の状況

④ 産業・就業者の状況

・産業構造の状況

・就業者の状況

※外国人就業者の状況や在留資格者の状況を含む

・産業別の就業者の状況

⑤ その他、市が必要と認めるもの。

イ 将来人口の推計

様々な仮定の下での全体の集計分析の他、クロス条件（性別、年代別等）の集計分析を行い、人口に関する本市の今後の課題分析を行う。その他、市との協議により、必要な集計を行うこととする。

ウ 人口の変化が地域社会に与える影響

人口の推計結果等を踏まえ、人口の変化が将来の地域住民の生活や地域経済、地方行財政等に与える影響について分析・考察を行う。なお、各種基礎データの選定や分析手法については、市と協議し業務を進めること。

エ 地域経済分析に係る支援

市が産業連関表等を利用して行う地域経済の分析に関し、分析結果の施策への反映方法等について助言・提案・資料作成等の支援を行う。

オ 人口の将来展望等に関する調査分析

以下に示すアンケート調査を実施するとともに、結果の分析を行うこと。また、分析を基に本市の課題抽出・把握を行い、目指すべき将来像の提案を行うこと。

① 結婚・出産・子育てに関する意識・希望調査

（配布予定数：1,500 通程度）

② 移住・定住に関する意識・希望調査

（配布予定数：1,500 通程度）

③ 進学・就職についての意識・希望調査

（配布予定数：市内及び近隣自治体の高等学校 4 校程度において 800 通程度）

※ 上記①～③の実施にあたり、アンケートの回収率の向上を図るための提案を行うこと。

(2) 第 1 次総合戦略の検証等

毎年度実施する第 1 次総合戦略の進捗管理の結果等を踏まえ、第 1 次総合戦略における各施策の評価及び効果検証（課題の整理を含む。）を行うこと。

(3) 第 2 次総合戦略策定支援

ア 本市の施策体系及び基本目標等の整理

第 1 次総合戦略をベースとしつつ、上記（1）（2）を踏まえ、第 2 次総合戦

略策定に必要な基本目標及び施策等の整理、KPI の設定について総合的に支援を行うこと。なお、支援にあたっては本市の上位計画及び国の総合戦略の考え方やSDGsの視点を踏まえた提案を行うこと。

イ 第2次総合戦略の策定に係る会議運営支援

庁内会議及び有識者会議において、会議で必要となる資料の収集・作成、議事録要旨作成等の支援を行うこと。(計10回程度)

5 成果物

(1) 本業務の成果物は次のとおりとする。

- | | | |
|---|---|---------|
| ア | 総合戦略及び人口ビジョンの内容をまとめた冊子及び概要版冊子 | 各 200 部 |
| イ | 意識・希望調査報告書 | 5 部 |
| ウ | データ情報収集・分析結果 | 5 部 |
| エ | 打ち合わせ資料、調査・検討資料 | |
| オ | 会議議事録 | |
| カ | その他、市が指示するもの | |
| キ | 上記ア～オの電子媒体データを CD-R 等に保存したもの
(Microsoft Word、Excel、PowerPoint 等で作成した電子ファイルで、委託者が再利用できるものとする) | 各 2 部 |

(2) 成果物の印刷及びその変更にあたっては、市の指示に従うこと。

(3) 成果物は全て市に帰属することとし、受託者は市の承認を得ずに使用または公表しないこと。

6 成果物納入場所

成果品の納入先は行橋市総合政策課(行橋市中央一丁目1番1号 行橋市役所4階)とする。

7 業務における留意事項

(1) 疑義の協議

本業務の実施にあたり、本仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、その都度委託者と受託者が協議し定めるものとする。

(2) 守秘義務

受託者は、本業務を通じて知りえた秘密を第三者に漏洩すること及び資料並びにデータの紛失、滅失、毀損、盗難等を防止するために必要な措置を講ずること。

(3) 著作権等

委託業務にあたり使用する図表やデータ、画像等の著作権・使用権等の権利については、受託者において使用許可を得ること。なお、これらを怠ったことによ

り、著作権等の権利を侵害したときは、受託者は、その一切の責任を負うこと。

(4) 個人情報等の取り扱い

受託者は、本業務に関連した個人情報の取り扱いについては、行橋市個人情報保護条例（平成13年行橋市条例第21号）を遵守すること。

また、受託者は、本業務の遂行に当たり知り得た情報を市の許可なく他に漏らしてはならない。契約終了後も同様とする。

(5) 打ち合わせ等

受託者は、本業務に関して中間報告や打ち合わせ等について市から連絡があった場合、直ちに対応すること。

また、本業務を遂行するにあたり関係機関と調整を図るとともに、経験と専門知識を有する実務者を参加させ、業務を円滑に進めること。